

6 ねこの飼い方

- ① 周辺の環境に応じた適切な飼い方で、近隣に迷惑を及ぼさないようにしましょう。
- ② 感染症の防止、交通事故など不慮の事故の防止等ねこの健康と安全のためにも、室内で飼うように努めましょう。
- ③ 室内で飼うことができない場合には、不妊去勢等の繁殖制限を行いましょう。
- ④ 子ねこを譲渡する場合には、母ねこから乳をもらっている間の譲渡は避け、社会化期*を経た後に譲渡するように努めましょう。



*社会化とは、社会的行動の学習によって、社会集団のメンバーとして適当な行動ができるようになることをいいます。犬の社会化期は3週齢から12週齢といわれ、ねこの社会化期は3週齢から9週齢といわれています。この社会化期に、親や兄弟（姉妹）との触れあいが十分になされれば、すばらしい家庭動物としての基礎が築かれることとなります。

7 学校等における動物の飼い方

- ① 学校等の責任者は、獣医師等動物の飼育についての専門家の指導のもとに、適切な動物の飼育を行いましょう。
- ② 学校等の責任者は、飼育に当たる者以外からみだりに食物を与えられ、又は動物が傷つけられ、苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるようにしまししょう。

8 自然環境に配慮した飼育

飼い主は、動物が逃げ出したり、放し飼いをしたりすることで、在来の野生動物を捕食してしまったり、その生活を圧迫してしまうなどの問題を生じることのないように配慮しまししょう。

